

私及び世帯員は、世帯に関する住民基本台帳の情報、世帯員全員の前年の所得に関する情報及び生活保護の受給状況の確認を受けることに同意します。

申請者	(ふりが な)		世帯員	(ふりが な)	
	氏名			氏名	
世帯員	(ふりが な)		世帯員	(ふりが な)	
	氏名			氏名	
世帯員	(ふりが な)		世帯員	(ふりが な)	
	氏名			氏名	

1 確認事項

- エアコンの購入及び設置費用の助成対象費用の上限額は、1世帯につき1回に限り、111,000円となること。なお、上限額を超えた部分については自己負担となること。
- エアコンの購入及び設置工事の依頼は、申請者が行うこと。
- 助成決定のため、港区（委託業者を含む。）が助成対象世帯の自宅の訪問調査を実施すること。
- 港区が、訪問調査の実施に必要な範囲において、助成対象世帯に係る情報を提供するとともに、委託業者から訪問調査により得た情報の提供を受けること。また、必要に応じて生活支援に係る機関に情報の提供を行うこと。

2 誓約事項

- エアコンの設置場所は、申請者本人が居住する住宅であること。
- 自宅に現にエアコンを設置しているが、故障等により使用できるエアコンがないことを理由に助成金を申請する場合には、当該エアコンの所有権が申請者本人にあること。
- 設置場所が賃貸物件である場合には、助成金の申請前に当該物件の貸主へ本助成について説明を行い、エアコンの設置について承諾を得ていること。
- 当該助成金の交付を受けて設置したエアコンについては、申請者が最善の注意をもって使用し、適切な維持管理すること。
- 当該助成金の交付を受けて設置したエアコンを、本事業の目的に反して使用せず、また、譲渡、交換、貸付け、又は担保に供しないこと。

エアコン購入費の申請に当たり、上記の確認事項について確認するとともに、誓約事項について同意し、これを誓約します。

申請者氏名 _____